

## 大津市企業局広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大津市企業局（以下「局」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること及び民間企業等から広告を掲載した物品等の寄附を受けることにより、局の新たな財源を確保し、及び経営の負担を軽減し、もってお客様サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 局が発行する広報紙及び局が使用する封筒その他印刷物

イ 局のホームページ等インターネット上に掲載されるもの

ウ 局の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産等で大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）が個別に認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告付寄附 民間企業等の広告を掲載した広告媒体の寄附をいう。

(4) 広告掲載等 広告掲載及び広告付寄附を受納することをいう。

### (広告掲載の基準等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載し、又は広告付寄附を受けてはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性や宗教性のあるもの

(4) 反社会的又は政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの

(5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

(6) 局が行う事業に競合し、広告掲載することで局の経営に不利益が生じる恐れのあるもの

(7) その他不適当と公営企業管理者が判断したもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告掲載し、又は広告付寄附を受けることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
  - (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
  - (3) たばこに関する業種
  - (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
  - (5) 投機的商品に関する業種
  - (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
  - (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
  - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
  - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
  - (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の事業者
  - (11) 掲載しようとする広告の内容に関わる各種法令に違反している事業者
  - (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
  - (13) 本市の水道料金、下水道使用料及びガス料金（以下「水道料金等」という。）並びに公共下水道事業受益者負担金並びに市税を滞納している事業者
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者で公営企業管理者が適当でないと認めたもの
- 3 前 2 項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。
- （広告媒体の種類）

第 4 条 広告掲載し、又は広告付寄附を受ける広告媒体の種類は、公営企業管理者が別に定める。

（広告の掲載位置等）

第 5 条 広告の掲載位置及び規格並びに掲載期間は、当該広告媒体ごとに公営企業管理者が別に定める。

（広告掲載料）

第 6 条 広告掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して当該広告媒体ごとに、公営企業管理者が別に定める。

2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、大津市行政財産使用料条例（昭和 46 年条例第 1 号）の規定に準じて行政財産の目的外使用許可に係る使用料を徴収する場合においても、

別に徴収するものとする。

- 3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

（広告掲載等の募集）

第7条 公営企業管理者は、前2条に掲げる内容を広報紙又はホームページに掲載して広告掲載等の募集を行うものとする。

- 2 広告掲載等を希望する者は、募集期間内に大津市企業局広告掲載等申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び掲載しようとする広告の案を添えて公営企業管理者に申し込むものとする。ただし、広告媒体ごとに、別に広告掲載等申込書を定めたときは、当該様式によるものとする。
- 3 公営企業管理者は、前項の申込みの審査にあたって必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
  - (1) 会社の概要がわかるもの（会社案内等）
  - (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し等）
  - (3) 直近の水道料金等の収納証明書及び大津市税の納税証明書
  - (4) 所定の様式による暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書及び役員名簿
  - (5) その他公営企業管理者が必要と認める書類
- 4 申込者が、他の事業者名等を併せて掲載しようとする場合は、当該他の事業者についても第3条の規定を適用する。この場合において、公営企業管理者は、当該他の事業者に係る前項に掲げる書類の提出を申込者に求めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告掲載等を募集する場合は、広報紙又はホームページへの掲載を要しない。
  - (1) 局が広告主を指定して広告掲載等を依頼する場合
  - (2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合
- 6 広告掲載等の申込みのあった件数とその募集した数に満たないときは、公営企業管理者はその余剰分について広告主を別に指定した上依頼することができる。
- 7 期間を設けて広告掲載等の募集を行った場合において、その募集した数を超える申込みがあったときは、次に掲げる順位に従って広告主を決定するものとする。この場合において、同順位の申込者が多数のときは、抽選により決定するものとする。
  - (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者等

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの

(3) 第1号に掲げる以外の企業・事業者等

(4) その他公営企業管理者が適当と認めるもの

(広告掲載等の決定)

第8条 公営企業管理者は、前条第2項の規定により申込みがあったときは、第3条に規定する広告掲載等の基準等に基づき審査し、広告掲載等の可否を決定する。

2 公営企業管理者は、前項の規定による決定をしたときは、大津市企業局広告掲載等可否決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知しなければならない。ただし、広告媒体ごとに、別に広告掲載等可否決定通知書を定めたときは、当該様式によるものとする。

3 公営企業管理者は、特に必要があると認めるときは、第13条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴くことができる。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告主は、前条第2項の規定による広告掲載等を認める旨の通知を受けたときは、公営企業管理者が指定する期日までに承諾書（様式第4号）を公営企業管理者に提出するものとする。ただし、広告媒体ごとに別に承諾書を定めたとき又は承諾書の提出を要しないと認めるときを除く。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（平成23年法律第61号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当する場合は、大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）その他関係法令等の規定を遵守しなければならない。

4 広告主の責めに帰すべき理由により広告の掲載を中止したことに伴い、局に損害が発生した場合は、局は当該広告主に対して損害賠償の請求をすることができる。

5 広告主は、公営企業管理者が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納入しなければならない。

6 広告掲載等に係る広告の作成並びに施設への運搬、取付け及び撤去に係る費用は、広告主が負担するものとする。

7 広告主は、第8条第1項の規定による広告物掲載等を認める決定を受けた広告の掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載等の取消し)

第11条 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに第8条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに承諾書の提出、広告媒体への広告の取付け、広告掲載料の納付、広告原稿の提出又は広告付寄附の寄贈がないとき。
- (2) 局の事業運営において支障があると認めるとき。
- (3) 広告内容の変更等の指示に従わないとき。
- (4) 虚偽の広告掲載等の申込みをしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公営企業管理者が特に必要があると認めるとき。

2 公営企業管理者は、前項の規定により第8条第1項の決定を取り消したときは、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告物の撤去等)

第12条 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除、撤去、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 前条の規定により第8条第1項の決定を取り消された広告主が広告物の撤去又は削除をしないとき。
- (2) 広告主が、広告掲載期間満了後も広告物の撤去又は削除をしないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により広告に係る事業を廃業したとき。

2 前項の広告物の撤去等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

(審査機関)

第13条 第8条第1項の決定が困難であると公営企業管理者が認める広告掲載等の可否を審査するため、大津市企業局広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は、大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第2号）に規定する局長の職にある者を、委員は、同規程に規定する企業調整監、企業総務課長及び企業戦略・危機対策室長の職にある者をもって充てる。

3 局のホームページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に政策調整部情報政策課長の職にある者を加えることができるものとする。

- 4 屋外広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に都市計画部都市計画課長の職にある者を加えることができるものとする。
- 5 委員長は、前3項に定める委員のほか、必要に応じて広告媒体に関連する所属の長を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告掲載し、又は広告付寄附を受ける広告媒体を所管する所属の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、企業戦略・危機対策室において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年２月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

大津市企業局広告掲載等申込書

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

連絡先

大津市企業局広告掲載要綱第 7 条第 2 項に基づき、下記のとおり広告掲載（広告付寄付）を申し込みます。

記

1 広告媒体

2 広告の内容（掲載位置及び規格等）

3 添付書類

(1) 誓約書

(2) 広告デザイン案

※申込みに係る一切の経費については、申込者の負担とします。

様式第 2 号（第 7 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

連絡先

私は、大津市企業局広告掲載要綱第 7 条第 2 項に基づく広告掲載（広告付寄附）の申込みに当たり、次の事項について誓約します。

記

1 広告媒体

2 誓約事項

- (1) 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (2) 大津市企業局広告掲載要綱を遵守します。
- (3) 広告の内容等については、企業局の指示に従います。
- (4) 大津市の水道料金、下水道使用料及びガス料金並びに公共下水道事業受益者負担金並びに市税の滞納はありません。
- (5) 大津市企業局広告掲載要綱第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、広告の掲載を取り消されても異議はありません。
- (6) 掲載された広告に関する一切の責任を負います。

様式第 3 号（第 8 条関係）

大 第 号  
年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者  
（公印省略）

大津市企業局広告掲載等可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載（広告付寄附）については、下記のとおり決定しましたので、大津市企業局広告掲載要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分

☐ 掲載（受納）します

☐ 掲載（受納）できません

（理由）
- 2 広告媒体
- 3 広告掲載期間年 月 日から年 月 日まで
- 4 広告の内容（掲載位置及び規格等）

別紙のとおり
- 5 広告掲載料円
- 6 納付期限年 月 日
- 7 広告掲載原稿提出期限年 月 日
- 8 その他注意事項等

様式第 4 号（第 9 条関係）

承 諾 書

大津市企業局広告掲載要綱第 9 条の規定及び 年 月 日付け大 第  
号の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾します。

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住所又は所在地  
商号又は名称 印  
代表者氏名

記

|             |       |
|-------------|-------|
| 広告掲載媒体名     |       |
| 広 告 掲 載 位 置 |       |
| 広 告 掲 載 料   | 円     |
| 広告料納入期限     | 年 月 日 |
| 広告原稿納入期限    | 年 月 日 |
| 広告原稿の規格等    |       |
| 備 考         |       |